# 障がいのある人への虐待を防ぎましょう!!

## 「障害者虐待防止法」が2012年10月1日より施行されます。

## 町田市障がい福祉課では、障がい者虐待の届出の受付や相談を行います。

※「障害者虐待防止法」の正式名称は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」となります。

# 障がい者虐待の例

## ①身体的虐待

・殴る、蹴る、壁に叩きつける
・やけどや打撲をさせる
・柱や椅子やベッドなどに縛り付ける
・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する

## ②性的虐待

・性交や性器への接触、性的行為を強要する
・無理やり裸にする
・わいせつな言葉を浴びせる

## ③心理的虐待

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
・成人しているにもかかわらず、子ども扱いし続ける
・話しかけられても意図的に無視し続ける

## ④ネグレクト（放棄・放任）

・食事や水分を十分に与えず、衰弱させる
・入浴や排泄の介助などをせず、放置する
・病気やけがをしても病院に連れて行かない
・同居人による虐待を放置する

## ⑤経済的虐待

・年金や賃金を搾取する
・財産や預貯金を勝手に処分する
・日常生活に必要な金銭を渡さない

# このようなことは虐待になります!!

# 障害者虐待防止法の概要

## 目的

障害者虐待防止法は、障がいのある人が安心して自立した生活を送れるように、障がいのある人への虐待に対して法的な措置を定めています。また、障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待防止に対する意識の向上を促します。

## 虐待の3形態

障害者虐待防止法では、虐待の発生した場所によって障がい者虐待を次の3つに分類しています。

①養護者による障がい者虐待（主に家庭内での虐待）
②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待（主に施設内での虐待）
③使用者による障がい者虐待（主に会社内での虐待）

## 国民の責務

障害者虐待防止法では、国民の責務として、障害者虐待の防止と養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないと規定されています。

**障がいのある人が安心した生活を送れるように、**
**市民の皆様で障がい者虐待の防止に**
**取り組みましょう。**

# 受付・相談窓口

## 市の窓口

町田市障がい福祉課

所在：〒194-8520
町田市森野２－２－２２　１階

電話：042-724-3089　平日 8時30分～17時
042-722-3111（代表電話）夜間・休日

FAX：050-3101-1653　平日 8時30分～17時

## お気軽にご相談ください

町田市